

人事院会議議事録

会議日

令和4年7月29日 金曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官
(幹事) 松尾事務総長、池本総括審議官
(説明員) (給与局)
佐々木局長、岩崎次長、近藤給与第一課長、
住吉給与第三課長
(職員福祉局)
大滝職員団体審議官

議題

期末・勤勉手当の本年の取扱い

議事の概要

- 担当局より、議題について、別添の内容の説明があった。
- 議題については、三人事官一致で了承された。

期末・勤勉手当の本年の取扱い
(令和4年7月29日院議説明概要)

- 一般職員及び特定管理職員の期末・勤勉手当の年間支給月数は、民間賞与の前年8月から当年7月までの年間支給月数と、0.05月単位で均衡を図っている。一般職員及び特定管理職員の期末・勤勉手当の年間支給月数（現行4.30月）は、本年の民間賞与の年間支給月数（4.41月）を下回っているため、0.10月分引き上げ、4.40月とすることとしたい。
- 指定職職員及び再任用職員の期末・勤勉手当の年間支給月数並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当の年間支給月数は、一般職員の改定内容との均衡を考慮して、0.05月分引き上げることとしたい。
- 本年の年間支給月数の引上げについては、一般職員における勤勉手当の占める割合が、民間係員における考課査定分の占める割合を下回っていることを踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、いずれの職員区分についても勤勉手当に配分することとしたい。（勤勉手当が支給されない任期付研究員及び特定任期付職員については期末手当を引き上げる。）
- 令和4年度の勤勉手当については、6月期は支給済みであるため、12月期の改定で対応し、令和5年度以降の勤勉手当については、各期の支給月数を同じ月数とすることとしたい。
- 勤務実績をより適切に勤勉手当の支給額に反映し得るよう、勤勉手当の支給月数の引上げ分の一部を用いて、上位の成績区分に係る原資の確保を図ることとしたい。具体的には、再任用職員以外の職員は0.02月分（各期0.01月分）を、再任用職員は0.01月分（各期0.005月分）を上位の成績区分に係る原資として活用することとしたい。

以 上